

第六十一回国会 商工委員会 議 録 第十四号

昭和四十四年四月二日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 小高山重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

天野 公義君

遠藤 三郎君

小川 平二君

大村 襄治君

神田 博君

小峯 柳多君

田中 榮一君

坊 秀男君

加藤 清一君

佐野 進君

中谷 鉄也君

武藤 山治君

近江巳記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

出席政府委員

内閣法制局第四 部長 角田礼次郎君

外務省アメリカ 局長 東郷 文彦君

外務省経済局長 鶴見 清彦君

外務省条約局長 佐藤 正二君

通商産業政務次 官 藤尾 正行君

通商産業省通商 局長 宮沢 鉄蔵君

通商産業省重工 業局長 吉光 久君

理事 浦野 幸男君

理事 藤井 勝志君

理事 中村 重光君

理事 玉置 一徳君

内田 常雄君

小笠 公昭君

大橋 武夫君

海部 俊樹君

鴨田 宗一君

坂本三十三次君

橋口 隆君

増岡 博之君

勝澤 芳雄君

千葉 佳男君

古川 喜一君

塚本 三郎君

岡本 富夫君

委員外の出席者

通商産業省繊維 雑貨局長 高橋 淑郎君

中小企業庁長官 乙竹 虔三君

参 考 人 (中小企業振興 事業団理事長) 福井 慶三君

専 門 員 椎野 幸雄君

四月二日

委員神田博君及び黒金泰美君辞任につき、その補欠として坊秀男君及び大村襄治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大村襄治君及び坊秀男君辞任につき、その補欠として黒金泰美君及び神田博君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際おはかりいたします。本案について、中小企業振興事業団理事長福井慶三君を本日参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

はいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大久保委員長 質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。玉置一徳君。

○玉置委員 特定繊維工業の構造改善臨時措置法につきまして御質問を申し上げたいと思っておりますが、きょうまで延々三週間にわたって、大体の質疑を尽くしてこられたわけでありましたので、大臣が久しぶりにおいでになりましたので、なお最後に念を押してお伺いしておきたい、かように思います。

この法案を実施いたしますにつきまして、中小企業の零細なものも数多くありますので、そのグループングという問題につきましても、言うべくしてなかなかおぼつかないのじゃないか、このことをいかにむすかしくも遂行しなければ、開発途上国の追いつけに、どうしても経営の安定化というものが求めにくい、こういうことであります。が、グループをやつていきますにつきまして一番大事なこと、その方々が結局それをやらなければ存立し得ないんだというふうな認識の周知徹底ということが一番大事であります。この構造改善を実施していくにつきまして、どのような配慮をそういう点で行なつておいでになりますか、当局からお答えをいただきたいと思つております。

○高橋(憲)政府委員 御指摘のとおり、この構造改善事業というのは思い切つた決意と、それから業界のまとまりがないとできません。それから、御指摘のように規模が小さい方々にとってはなおさら困難な事情があるというところは、そのとおりでございます。私たちは、この構造改善のねらいが何であるか、それから、どういうような要件が必要であるかということを開発の業界の方々によく周知徹底するようにいたしたい。具体的には、担当者現地派遣するとか、県の御協力を得るとか、あるいは各連合会との協力のもとに周知徹底をはかる。それから、まず初年度のごとでございますから、最も模範的なグループというものを結成しました場合に、これを一つの模範例として、こういうグループを結成すればこういう効果があがるのだということをあわせてPRをしてまいりたい、このように考えております。

○玉置委員 今回の特定繊維の構造改善には、まずモデルケースから出発しよう。私は、慎重な考えだと思つておりますが、同時に、それが準備段階に入つておりますと同時に、並行して、次の、来年度のグループの育てをもうやらなければ、予算時期にまた騒がなければならないことになるんじゃないかということをおそれますので、次に、第二陣として出発するようなグループの芽ばえのために、私は、同時に並行して大きな力を注がなければならぬんじゃないか、こう思つておりますが、これに対して何かいま手を打ちつつあるかどうか。

○高橋(憲)政府委員 先般、参考人の方々の御意見を拝聴いたしておりましたが、皆さん方も、まず初年度にりつぱなものをつくつて、それをもとにして次年度、三年度というふうな業界の意欲を盛り上げていきたいということでございます。この前、すでに準備段階に入つておるグループが幾つかあるというお話でございますので、まずこういうところをりつぱに育てて、そうして一挙にまいりませぬから、また、初年度から、あるいは初年度ですべてを完成するというわけにまいりませぬから、初年度スタートすると同時に、次年度あるいは次の年度のことと同時に計画作成の

場合にはあわせて検討、考慮をしていくというよりな方向で業界ともよく話をし、また必要に応じて指導をしてまいりたい、このように思っております。

○玉置委員 私が注意を喚起しておきたいのは、初年度のグループングが幾つかすでも準備段階に入っていることも承知いたしておりますが、その効果が見えてくるのはまあ一年かかるとは思いますが、こう思いますから、私は、次のグループに属すると思われるものをも十分に準備にまた入らなければいかぬじゃないか、PRが必要じゃないだろうか。その中に入っていくことによりまして、いろんなむずかしい、困難な現地の状況が把握されていくんじゃないかということをお考えいただけますから、このことを特に取り上げておるわけでありませう。

そこで、大臣にお答えをいたしたいのですが、この構造改善をやりますにつきまして、先般参考人に来ていただきました、いろいろと御意見を伺ったわけでありませうが、その節の、みんながひとしく訴えられたのは、せつかく構造改善をこれから暗中模索しながらでもがんばっていきこうと思っておいでになるときに、特惠関税の問題だけはどうしてもこの構造改善実施期間中だけは、該当工業につきましてはしばらくお猶予をいただきたいということ、ひとしくみんなが訴えられたわけでありませう。もつともなことであります。また、諸般の事情がございまして、困難なところもあるかとも思いますが、この決意のほどをあらためて確かめておきたいと思っております。

○大平国務大臣 御心配ももつともでございますが、先般OECDに出しました一応のリストがございますが、これとでも、メンバー各国の間でいままからいろんな角度から論議されるわけでありませう、どのように落ちつきますか、私にもまだ何とも見当がつかかねておる状況でございます。このわれわれが一応出しましたリストの作案にあたりまして、いま仰せの問題に対しましては、最大限の配慮を加えてございませうし、今後の審議

の経過に依りまして、問題が出来してまいりました場合には、これまた仰せのような趣旨に従って十分対処してまいる所存でございます。

○玉置委員 これと関連いたしまして、せつかく構造改善を実施しつつあるわけでありませうが、えとして商社、ことに輸入商社等には、保税関税の実施を強く要望し、あるいはそういうことを実際において行なっている。行なうことはやむを得ぬといたしましたが、とめ得ないわけでありませうが、保税関税の件は、同様に、この構造改善が実施できるまでの間お認めにならないように御配慮をいたしたいというののが、切なる皆さんの希望であつたように思いますが、もつともなことでありませう。大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○大平国務大臣 三月三十一日に成立を見ました関税の暫定措置法、あれを御審議願いましたときも申し上げておきましたとおり、この保税関税措置の対象品目は法律で定めるといふ方針を貫いたわけでございます。今度とりあえず十二品目御承認いただいたわけでございますが、これの選択にあたりましては、いま仰せのようなことから、わが国の、いまお申し出の繊維の問題ばかりでなく、中小、零細の産業への影響ということを十分考えてございませう。今後これを対象を拡大してまいるという場合には、当然またそういう配慮が必要であるばかりでなく、あらためてまた法案として、そういうことになりました場合には国会の御承認を得なければならぬ。行政府が政令で弾力的に措置するといふようなことはやめて、非常に厳格な手続をとってまいるといふことにはいたしておりますので、十分御意思は貫けるものと私は確信いたしております。

○玉置委員 もう一点は、設備制限でございますが、染色の幅出し機、それからメリヤスはあと一年で終わりますが、業界の皆さんは、構造改善をやっていくのに、片一方で新しいものがどんどんできるというよりなことでは、まずいまの構造改善をやっていく五年じゅうりはそういう精神的な緊

張と申しますか、何かやはり父祖伝来のものをやってまいりますのに、政府から構造改善を命ぜられてやらざるを得ないようなところへ追い込まれていくというふうな気持ちがある。あやまっておられるのでしようが、現地に参りますとあり得るので、ね。そこで、片一方ではほとんど新鋭機がふえていくということになれば、全般として需給のシエアを食われるんじゃないだろうかということ懸念する向きが多ございませう。このことは当然おられるのか当たつておられないのかわかりませんが、けれども、こういう問題をどういうふうにお考えになつておるか、当局からひとつお答えいただきたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 メリヤスにつきましては、先生御存じのように、中小企業団体法に基づきます命令で設備制限をいたしております。これは毎年見直しをいたしておるわけでございますが、仰せのとおり、構造改善を実施いたし、完成いたすまでは何とかしてこの設備規制の命令は存置できるといふように、関係方面ともよく話しをして努力をいたしたい、このように考えます。

それから染色につきましては、同じく仰せのとおり、幅出し機の設備制限は四十五年六月になくなりませうけれども、染色業界においては、今度の構造改善をきつかけといたしまして、今度の体制を十分固めまして、幅出し機の設置制限が失効いたしましても、さらに過剰な投資をするというよりなことにはないようもつていこう。それからなお、ローラー捺染機が過剰でございますので、これは自主的に業界の内部で処理をしようといふことで準備をいたしておりますので、いま先生御指摘のような御懸念の事態が起らないように、われわれとしても十分注意をしながら業界の指導に当たりたい、このように思っております。

○玉置委員 織布の従来までの構造改善の実施は若干円滑を欠いておつた。承りますと、新鋭機械の出現を見て、しかもその普及までに至つておられないというところに問題があつたわけでありませうが、業界の皆さんの考え方がいいたしますと、

こういうものの構造改善の実施のときには、その計画と並行いたしまして、そういう新鋭機械の整備というよりなもの、それを確保し得るような特段の配慮をしてもらいたいということをごさうおっしゃつていたわけですが、これにつきまして、一応現状はなかなか困難なように感じますが、どういふ手を打たなければならぬか、また、どんな決意でおいでになるか、当局のお考えをお述べいただきたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 すでにスタートいたしました織布の構造改善につきましては、その事業の最も中心になる設備のビルド、その進捗状況は、初年度はまず予定したただけのことができましたけれども、第二年度は仰せのように目標を割つておりますし、おくれぎみである。そのおもな原因は、一部の分野に適する新鋭の機械が試作の段階から実用化にもうすぐ入るといふことで、それをいま待つておるために、設備ビルド、なかなか織機のビルドがおくられておる、こういう実情でございます。

これに対する対処のしかたをいたしましては、織機メーカーそれからユーザー一緒にやりまして、いまお互いに、いかにして織機の開発を急速にやるかという場を持つておりますが、この場を十分に活用するといふことが一つ。それからなお、新しいものあるいは量産に適するもの、そういう機種のみならず、やはり産地産地の事情に応じまして、その特徴を生かした織機の一部改造といふようなことも必要でございますから、産地におきましては、織機の開発ということを構造改善事業の重要な項目の一つとして取り上げて、今後一そう推進をはかっていくようにいたしたい。それから種々補助金の制度もございませうので、この補助金の活用ということも考えてまいりたい。私も、省内の関係の部局とも十分連絡をとりまして、対策の推進に当たつてまいりたい、このように考えております。

○玉置委員 この点につきまして大臣のお答えをひとついただいておりますが、いろいろ

る構造改善を実施いたしますが、それについての機械開発が伴わない場合があり得るわけであり、今後の業種ごとの構造改善でも同じことがいえるのではないかと。そこで、並行してそういう手を打っていかねば、これだけが先に進むというわけにはいかなう可能性が多いわけであり、今後の場合は目の前に来ておられるわけであり、しばらく休憩というわけにはいかなうわけです。技術の開発指導というのですかあるいは公開までやっていたら、ある会社だけが研究しているという体制でなしに、みんなで一緒に、通産省の技術試験所あたりが中心になりまして、技術の公開指導にひたしやり方でもって急速にこれを打開していただくということが当面必要じゃないか、こういうような感じがするので、今後のこともございまして、構造改善とその機械分野における整備というようになるとございまして、御所見を承っておきたいと思っております。

○大平国務大臣 仰せのように、私どもの基本的な考え方として、技術開発が通産行政の最大の柱であると思っておりますので、ございまして、これから、公の研究機関はもとよりでございまして、けれども、各会社の研究能力、開発能力というふうなものも、各会社の研究能力、開発能力というふうなものも、組織いたしましたして、日本独自のユニークな技術の開発、商品の開発、とりわけ力をいれてまいりたいと思っております。したがって、仰せのように政府の工業試験所等を中心とした技術開発体制というふうなものも、整備強化あるいはその充実、それから、そこに出てまいりました成果の公開というふうなことにございまして、十分配慮をいたしてまいりたいと思っております。

○玉置委員 この際特に聞いておきたいと思うのですが、染色の構造改善の場合ですが、紡績業界との、大きな企業との縦系列と、それから中小メーカーの横の系列とありますが、縦系列は、私は案外早く進むんじゃないだろうかという感じがします。望むらくは横系列が望ましいのですが、

実態としてはそういうものはないんじゃないだろうか。縦系列をどの程度に割合をどの程度に、横系列をどの程度に、ごらんになっておるか。特に横系列においては、ただのグループングだけじゃなくて、一つの取引の主体性を持たすような配慮にどういった施策をお考えいただいておりますか。

○高橋(淑)政府委員 縦系列と申しますか、大きな企業を中心になってまとまる形というものが確かに幾つかでございまして、これはこれで、その大きなところが持つております資金あるいは技術、こういうものを積極的に活用するということ、メリットがあると思っております。それから横のまとまり、具体的には協業組合を結成して構造改善に当たる、こういうふうなケースが考えられまして、この場合に、その中で特に指導的な役割を果たす中核企業があるグループを引っぱって行くという行き方も確かに意味があると思っております。縦のグループあるいは横の並列的なグループ、あるいは同じ横のグループでありまして、リーダー企業を中心としてまとまっていくやり方、それぞれ意味がある、それぞれの役割を果たすべく、このように考えております。

○玉置委員 いまの横系列の場合であります、そのうちの優秀企業というのですか、中心企業があるか、もしくはそういう場合じゃないときは、善後処理ですね、というふうなものも共同施設というふうなものがある場合にはいきやすいんじゃないだろうかというふうなことも考えますので、指導されるべきにその辺のこともお考えいただいております。そこで大臣、四日にあらためて参考人を呼ばれて、また大臣への質問もございまして、簡単に一言だけ触れておきますが、目下やましいアメリカその他の輸入制限措置というの、この構造改善意欲を阻害することが非常に多いと思っております。これにつきましても、特段の御配慮をいたしたいと思っておりますが、決意のほどを一言で申し上げます。

○大平国務大臣 これまでの経緯は、玉置委員もよく御存じのとおりであります、ただいまのところまだ政府に何らの公式の通知、接触がございませぬので、私どももいろいろ憂慮いたしてございまして、四月十一日にスタンス商務長官がヨーロッパに行かれるということでございまして、まず第一にヨーロッパの反応ぶりを十分キャッチする必要がありますと思っております。私どももいたしましては、従来から申し上げまして、業界も政府もあげてこの問題に對しましては強い態度で一致した行動をもちまして、保護主義的な動きに對しましてそれを排撃してまいりょうに周知の用意をしなければならぬと心得ておるにございまして、冒頭に申し上げましたように、また何らの接触がございませぬので、いろいろ海外の動きを注意いたしておる段階でございまして。

○玉置委員 この構造改善臨時措置法の一部改正に對しての質疑に出ました多くの意見は、ほんの二、三の機械しか持っていないような零細な企業がかなりたくさんある、ことに織布のときはこれが多い、次にまいります毛織物についても同じことがいえると思っております、こういうものに對しては首切り論というふうなことが出てくると思っております。

(委員長退席、浦野委員長代理着席)
現状においてやっておりますと、やがて開発途上国の一人当たりの生産性にはるかに負けていくというところも如実に数字であらわれておるわけでありまして、自営企業になっておりますから、どうしても労働力強化というところで、思い切った家を捨てるといふことはなかなか困難なことであるが、この方々に対するPR、あるいはグループ化、あるいは共同化、協業化というのについてどういふふうなことがなされておるか。いままでの所得とほぼ同じような所得をどういふようにして得さしめる配慮があるか、これがなかなか言わなくてはむずかしいことではございませぬけれども、この構造改善を実施していく最後の仕

上げの扇のなかめだと私は思うのです。これが一つと、それからもう一つは、このグループに漏れた方々、これは一面また非常に根強い、力強い生きる力を持つております。これに漏れた方についてはどういった施策をなす得るのか。この二点について御説明をいただきたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 織布の例で申し上げますと、昭和四十二年の実績を見ますと、グループ化した企業は企業のうちで六十数%が織機二十五台以下の企業でございまして、おっしゃいますように二台、三台ということから比べればやや大きいかとは思いますが、とにかく二十五台以下の企業のグループに参加したパーセンテージが相当に高い、こういう情勢から見まして、極力このグループ化ということに對して徹底をはかると、まとまるように持つていきたい。なお、メリヤスのグループ化の計画の中にも、従業員の数が十名以下というふうな企業がまとまるというふうな具体的な計画もございまして、こういうふうなことを、先刻申しましたように、一つのよき例としてPRをいたしていきたいということが第一点でございまして。

それから、どうしてもそういうグループの中に入れないあるいはまとまれないという企業につきましては、制度としては、県の設備近代化資金とか、あるいは国民金融公庫とか、こういうところを利用して道も開かれておりますが、しかし非常にかたい結合というのには一挙に踏み切れません。しょうから、とにかくゆるい結合でもまずまとまる方向に努力を惜しむべきではない。そうして漸次それをさらにかたい結合に持つていく。漸進的なやり方にして、どうしてもそういう方向で指導をしていくべきものであらう、このように考えております。

○玉置委員 この構造改善は、労働の充足面から見しても、ぜひとも思い切った断行せなければ、染色やメリヤス等になかなか労働給源が少なくなるという面から見しても、当然やらなければならぬことではありますけれども、ただいま申

しました自家企業の形になっておりますものは、その点も、私はそういう点からもびんとこないのじやないかという点を考えますと、思い切って近代化された職場を——ちようど労働力の給源の少ないときでございまして、その自家企業の方々を協業化させまして、そのかわり思い切って職場を新たに、近代化した機械の中で、その方々がいままでと同じような所得を得られるような施策というものを、もう一度構造改善の中で特段な配慮が必要にやないだらうかという感じがいたします。それについては、どうしてもいろいろなお金がかかるわけでありまして、現在の信用基金制度をもう少し拡充する必要があるのじやないだらうか。そして十分にそういう方々に信用の補完ができて、それで自家企業の方々が十八、十五人寄りまして、同じ職場で、能率のあがるところでというように企画を特段にやらなければ、これと別個にというくらいにやらなければ、この方々を一掃に連れていくことは非常に困難にやないだらうかということも、いろいろなところを回りましたして痛感いたします。そういうこともひとつ前向きに十分に御検討いただかなければ、来年、再来年になりますとだんだん期限が参りますから、切迫するにつれて、そういう方々の特段の配慮をせられないと、首切りかという話もあるような結果に結果としてなつたのでは申しわけない、こういうふうにも思いますが、御所見を承っておきましよう。

○高橋(淑)政府委員 御指摘のように、あらゆる分野で労働力の不足が見られますが、繊維産業においては特にこの問題は深刻であります。それで、一言で申し上げれば、先生お話しのごさいましたように、やはり明るい魅力のある職場として環境を整備するということがもう第一であるかと思つて、実際のやり方としては、雇用促進事業団とかあるいは年金福祉事業団、その他いろいろの制度がございまして、その活用をはかっていくということがございまして、職場から離れていくというふうな

なことが万が一ありました場合は、その再就職を促進するために現在雇用対策法に基づく奨励金制度がございまして、紡績、織布業にはすでに適用になっておりますが、染色、メリヤスについてもこれが通用できるように、関係省である労働省とも打ち合わせをいたしたい、このように考えております。ちなみに、たしか紡績、織布業については、予算措置は講じられておりましたけれども、幸いなことに使用するということはなかつたかと記憶をいたしております。

○五置委員 中小企業庁長官にもこのことだけは特別にお願いしておきたいと思つて、ただいま申しましたように、自家営業が非常にたくさんある地域がございまして、この方々をこの構造改善に連れ込むことはなかなか至難なわざであります。この方々には、中小企業庁の特段の御配慮と一緒に上のせいたしたして施策を講じることによつて救われていくのじやないだらうか。現在の所得をあまり落とさないような範囲内で共同工場というものを各地につくつてあげる、こういうような施策を前向きに御検討いただくことによつて、私は織布もしくは次に参ります毛糸等の構造改善がうまくいくのじやないだらうかというふうな感じがいたします。

そこで、これにつきましても現在の登録織機の市場価格が非常に高うございまして、したがつて現在のより上の上のせ廃棄の補助単価ではちよつと申し出る方が少ないということが統計でも出ております。これを時価にひとしいように高くしようと思えばいまの倍くらい要するのじやないだらうかと思つて、それよりも、もう少しその企業から——企業と申しますとおかしいのですが、その残存の方々と申しますか、協同組合からもそれだけの出費をせなければいぬということが出てくるわけですね。だからというていまの安いのでは、ことに私がいま申しましたような自家企業の二、三台しか織機を持つていない方々を構造改善にのせていこうというふうな場合には、このことが非常に重要な問題になつてくるのじやないだらう

か。したがつて、時価にひとしいやつに価格を上げる、それについては非常に長期低利な融資をまた別個に協同組合にするというふうなことで、この構造改善をほんとうにみんながうまくいくようにやる配慮を中小企業庁のほうでも考えてもらうというところで、結局構造改善の必要性を痛感しないものはそのまま脱落していくのだということのないように、みんなをかかえていけるような情けのある施策というものをせよとしてほしい、こういうふうに思つておりますので、これは十分ひとつ御検討いただきたいと思つておりますが、何か局面打開のためにいい考え方がございしたら、ひとつこの際お答えをいただきたいと思います。

○高橋(淑)政府委員 確かに織機のいわゆる登録権の市場価格というものは、現在の補助単価に比べれば高うございまして、ただし、産地産地におのおの事情がございまして、その間に格差がございまして、非常に高い地域もございまして、それから、それほどでもないという地域もございまして。しかし、いずれにしても、この上のせ廃棄というものが今度の構造改善の一つの柱でございまして、その上のせ廃棄に充てる織機を補助単価相当額で取得するということは、程度の差はあつてもなかなか困難なことだと思つて、しかし、御指摘のとおり、補助単価を引き上げるといふことは財政事情から困難であるという点が一つ、それから半分は業界負担でございまして、業界の負担を考へなければならぬということ、なかなか困難な事情にございまして、現実の問題としては、やはり織機をビルドするというその当事者が、やはり自分の持つておる織機を上の上のせ廃棄に充てるということで対処していくのが、あるいはいつているのが、実情であらうかと思つて、何かこれに対して、あるいはこれに関連して具体的な名案があるかというお問いでございまして、私なかなかこれはむずかしい問題だと思つて、くふうはいろいろまたさせていたたきますが、とりあえずこういうふうな案で考へてみたらどうかという具体的なものを持ち合わせておりま

せん。

○五置委員 この際にもう一度確認だけしておきたいと思つて、染色業に関する中小企業の定義は、団体法で資本金五千万、従業員六百人以上、こりなつておりますが、グループ化したときに、金融関係では一般並みとなつておるようなことがあり得るかどうか。これはあくまでも、せつかく構造改善でやつておいてなるところでありますので、そういう構造改善事業として取り上げていくグループは、たとえそこに一つの中心工場と申しますか、それがこの条件を逸脱するところがあつても、大部分、三分の二以上のグループの組員が中小企業である場合、これを中小企業のワケに入れて金融その他の対象にしていくべきだと思つて、政府当局の所見を承っておきましよう。

○高橋(淑)政府委員 確かに中小企業金融関係の法規によりますと、中小企業の定義は資本金五千万円、それから従業員三百人以下ということになつております。ところが一方、団体法に基づきまして、一部の業種については、中小企業の定義が従業員について広くなつております。それは染色業については六百人以上、こういうことで、両者の間にその立て方として差があるわけでありまして、けれども、しかし今回構造改善事業を実施していきます場合に、中小企業振興事業団の融資を受けるといふ場合に、協業組合がその対象として考えられますが、その協業組合を設立する場合、かりに中小企業でない大きな人が中に入つておりましたら、協業組合の結成の要件に合致しておる限りその協業組合に入ることで、かつこの協業組合に対しては事業団の融資対象として扱われるというところでございまして。

○五置委員 もう一点、この構造改善を実施いたしますにつきまして、織布でございまして、一つの地域全体をとらえた計画の中へ入らなければならぬ、こりなつておりますが、それとはずれまして、一親工場が思い切つた近代化をしまして、それに五十ないし百くらいの子供の工場があ

る、これはしかしながら、その場面全体、地域全体の構造改善とは別個だというよりなものは、どのようにしてこれの近代化をはかっていったらいいか。この点について繊維局長もしくは中小企業長官からお答えをいただきたい。

○高橋(淑)政府委員 たいだいまのお尋ねは、広域グループ化のことだと思えます。メリヤスに例をとってみますと、確かにメリヤスの持つ商品の特性からしまして、一地域内だけでグループ化するというのはなく、多地域にわたるといいうグループも出てくるかと思えます。染色については同じような例が出てくるかと思いません。これにつきましては、メリヤスにおいては各連合会、染色におきましては染色業の団体がいづれ結成される予定でございますが、そこが具体的な計画を組みますときに、そういう広域グループの計画も、中身さえしつかりしておれば、十分取り入れて計画作成をいたすことと存じます。

○玉置委員 大臣にお答えをいただきたいと思えます。

繊維構造改善の大臣諮問が昭和四十年十二月になされました、四十一年九月に答申をされた。四十二年の七月に、特定繊維工業構造改善臨時措置法として国会で成立したわけでありましたが、このときに過剰紡錘の計算算定というものが、その後の混紡、いわゆる複合繊維の異常な進歩と申しますかによりまして、若干予測を上回った。需要のほう伸びまして、過剰紡錘の見込みはもう少し下回ってよかったですのではないかとというような結果が出てまいりました。当時二百五十万錠と予定されましたが、実際は八十二万錠に終わったというのが現状であります。

わが国の合成繊維の技術というものは世界でも冠たるものがあるというように承っておりますが、ますますこういう傾向は、繊維の高級化というよりなところへ向かって進んでいくのではないか。これがまた輸出に大きく貢献するようを感じがたいです。

(浦野委員長代理退席、委員長着席)

つきましては、こういう紡機の過剰その他の算定を一心も一度策定し直す必要があるのではないかと感じもするのですが、これは政府当局のほうからお答えをいただくとしたら、大臣に御答弁をいただきたいのは、昭和四十五年六月末でもって繊維工業の設備制限のための臨時措置法が終期が参ります。このような状況で、かねて何回も御答弁がありましたように、政府としては、この終期が参りました臨時措置法は、そのままあらためて継続をされるという意思がないと思えますが、もう一度ありやなしやということをお尋ね承っております。

○高橋(淑)政府委員 紡機の過剰ということが見込まれないかということを目といた御質問に對してお答えいたします。

これは現時点におきましては、昭和四十二年、四十三年の需給の実績を、基本計画を策定しましたときと比べてみますと、いま御指摘のように合織の紡績糸の需要の伸びが非常に著しい。年率一〇〇程度度おつたわけでございますが、四十二年度は一九〇以上、四十三年度も一六〇近い、こういう状況でございます。一方綿糸、スフ糸についても横ばい程度の見通しでございますが、これが横ばいしない若干強合みというふうなことでございます。

他方、過日行いました設備の一括廃棄、一律、いわゆるプロラタと任意と、この両方合わせまして、実台数で八十五万錠の処理を行ないました。他方、いわゆる繊維新法によりまして、スクラップ・アンド・ビルド、あるいはスクラップ・アンド・オープンの方法によりまして、約三十万錠程度の処理が行なわれました結果、過剰紡機の量は一括処理を行ないました直後で、数十万錠程度ではないかというように、試算されるわけでございます。

今後の見通しとしましては、三交代制の普及増加、これによる能力増というものは確かにございますが、合織紡績糸を中心とする需要の増加というところもかたがたございますので、短期的な需給

関係による動きはございまいしょうけれども、これによって大幅な過不足は起こらないのではないかと、このように、私、いまの段階では考えております。

○大平国務大臣 お尋ねの繊維新法の再延長かどうかということでございますが、国会審議の状況等もこれあり、特段の事情がない限り、昭和四十五年六月をもって、当然失効するものと考えております。

○玉置委員 局長からお答えいただきました答えは、大体そうだと思っておりますが、質問は、紡機が余つておるのじゃなしに、前の計画よりは紡機が必要となつてきたのじゃないだろうかという質問をしたわけでありましたので、訂正しておきます。

そこで大臣にお伺いしたいのですが、この繊維製品の構造改善は、もともと国際競争力の強化ということが目標だと思つておりますが、それには生産性の向上ということと製品の高級化と申しますか、国際分業的に見まして製品の高級化と申しますか、国際分業的に見まして製品の高級化と申しますか、この三つだと思つておりますが、この資本自由化の中で、もう少し少くふうがあつてしかるべきではないだろうかというふうな感じがいたします。これにつきまして日レ、ニチポーの合併というふうなものも出てきたわけでありまして、将来化合織におきます官民協調整方式と申しますか、それについて、これを廃止してもらいたいという意見も新聞でちらほら拝見するわけでありまして、大臣はどのような方向でこれに對処していかうと思ひになるか、この機会にひとつ所見を明らかにしていただきたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 それでは事務的な御説明を先におこなうわけでございまして、たしか昭和三十九

年にスタートしたと思ひます。これは関係の業界と通産省、それから学識経験者、この三者によって構成されて、この場におきましては化合織、なかんずく合織産業のあり方、それについていろいろと討議をする、その中で設備の投資を競争原理を生かしながら、しかもむだな投資をしない、あるいは協調整体制をとり得るといふような仕組みを考へていく。具体的には投資の基準をつくるということをやつてまいりました今日まで至つておるわけでございます。

それで、いまおっしゃいました協調整方式を廃止するかどうかという場合に、問題は二つあると思ひます。それは、こういう協調整方式あるいは協調整という場を必要とするかしないかということと、その協調整委員会において設備投資そのものの調整を必要とするかしないか、この二つに分けられるかと思ひます。それでいままで新聞その他に報道されておりますのは、協調整会場で取り上げられております設備投資の基準といふことか、これがやや小幅に過ぎるといふことか、あるいは世界の各合織企業が設備投資をやりますときの大層なやり方比べて自由がきかないというふうな点で、この点を変えたらどうかというふうな意見をもちの方があつたというふうな報告されております。ただし現在までのところ、公式、非公式にこの投資問題について意見を交換いたしております。必要に応じて、この問題について適当な時期に、また必要があれば、この問題を取り上げてみたらどうか、このようにたたいま私に考へております。

○大平国務大臣 この官民協調整の問題でございますが、これは繊維ばかりでなく、通産行政全体といたしまして、こういう方式を存続させるのかどうか、存続させるとして運用の規模はどうするか、これは私もたいへん頭を悩ましておる問題でございます。私の気持ちといたしましては、できるだけ業界の秩序は業界の方々の英知を借りてやっていきたい、政府が深く介入するということなどはできるだけ避けたいと考えているので

でございます。しかし、業界の自主性を尊重いたす
といたしても、業界にもいろいろな事情がござ
いまして、なかなかまとまりがつかないという
場合に、私どもが御相談に乗る場合は当然あり得
ることと思っております。その場合も、有
権的な支配的な立場でなくて、賢明なアドバイ
ザーとして御相談に乗って、業界全体のためにな
るようないかに機能をするということが、われ
われのあり方ではなからうかと考えておるのでござ
います。

したがって、いま御指摘の協調懇の問題でござ
います。玉置委員が御指摘になりましたよう
に、今後の国際環境の推移も見なければなりませんし、運用の実態をよく見ながら、十分賢明に配
慮してまいりたい。いま直ちにダイコンを切るよ
うなくあいはなかなかないのではないかと、それ
が、そういう感じがいたします。

○玉置委員 国際化時代に、なるほど自由に巨大
な設備投資をしなければ優秀な企業というものが必
要でございませぬけれども、また逆に一方、無秩序
のようになりまして、結局過剰生産になつた、それが原因で景気の動向に悪影響を及ぼすとい
うようなこともあり得ますし、価格の形成も競争
原理だけでいき得ないところもある、したがって
石炭のようにほとんど国におんぶせざるを得ない
ような羽目にまでなつてしまつたのでは、何の
ための財界だと言いたくなると思つたのです。そう
いうような意味で、どこかで協調する。それがい
まのお話のように、官であれしなくても、有権的
なものでなくても、自主的にどういうふうによつて
いかれるのか。国民経済的な視野からも、これ
は見てもらわなければいかぬわけでありまして、
で、慎重にひとつ御検討いただきたいと思つた
す。

最後に、この法案の審議にあたりまして、労働
力の需給という点から、あるいは一人当たりの生
産性という点から見ていただいておりますが、そ
のことは即労働者の所得の問題で、裏返せば何で
もないこととありますけれども、このままでは若

年労働者がほとんど求め得られない。それから労働
者が他産業あるいは基幹産業並みの所得を求め
ることができないのだという点からも、労働者の
生活の向上、安定という面から、もう少し一つの
資料をお出しただいて強調されること、そのこ
とは労働力の需給の非常に窮屈であることを物語
るのではないかと感じいたしますが、その
点、零細企業という点ににつきましては、質
疑も、あるいはあなたのほうの説明も、かなり
突っ込んだものがございましたけれども、若干足
らないような感じがいたしますので、特別な配慮
を要望いたしまして、時間もまいりましたので質
疑を終りたいと思つた。

○大久保委員長 加藤清二君。
○加藤(清)委員 私は、ただいま上程されてお
ります特定継続の改正案について、二、三質問を
いたしたいと存じます。
その前に大臣にお尋ねいたします。解散はいつ
ですか。

○大平国務大臣 全然私は存じませぬ。
○加藤(清)委員 では、大臣個人として、それは
いつごろと推定されておりますか。
○大平国務大臣 これは神さまだけが御存じじや
ないかと思つた。

○加藤(清)委員 神さまだけしか御存じないに
して、それを委員の皆さんは推定して行動をして
いらつしやる。その結果、本委員会の推進につ
いていろいろ支障を来たしていることがある。その
ゆえに私は承つておるわけでございます。本日
は、幸い大せいさん来ていらつしやいます。とこ
ろが、審議をしている最中に、質問者と委員長
と、はたにいる人が一人か二人というのがほとん
どなんです。これでは法案は上がらぬのです。い
まも理事さんが私のところに見えて、何とか早く
協力してくれとおつしやる。当然協力はいたしま
しょう。この法案は大切な法案なんです。だから、
協力はいたしましよるが、審議をおろそかに
するようでは困るわけです。委員の皆さんが、心
ここにあらざれば、帰心矢のごとく、聞けども聞

えず、見れども見えず、何でもかんでも早く済ま
したらそれでいい。ときによれば、有無を言わさ
ず守衛まで連れて来て、わわつと言つたら三十秒
で通つてしまつた。こんなばかげたことがどこに
あります。本委員会には、幸い名委員長がいら
つしやいますから、さようなことはございませぬ
。あなたの留守中、あなたがいらつしやらぬゆ
えに政務次官が孤軍奮闘、ずいぶん苦勞してみえ
た。以後、大臣も神ならぬ身の知るよしもないと
いうふうな解散のことをおつしやつたのですか
ら、それではひとつここへつとつて、根を
張つて、本省から提案されているところの法案が
慎重審議されて、無事通過するよう御努力を願
たい。同時に、委員の皆さんにも督励これあつ
て、審議をおろそかにするようなことをなきよう
大臣の所信を承りたい。

○大平国務大臣 御提案申し上げた責任者とい
たしまして、仰せのように、日夜最善を尽くして、
御審議を賜ふることについて御不自由のないよう
にしたいと思つた。国会の御審議につ
きましては、国会のほうでおきめになることとご
さいます。私といたしましては、政府として最
善を尽くすということだけをお答えいたします。
○加藤(清)委員 委員に対しては……委員に対
して督励方申し上げたのですが……
○大平国務大臣 したがって、委員各位に対
しまして、極力お願いを申し上げることについて
いたします。

○大久保委員長 加藤君に申し上げますが、委員
長から委員各位には、委員会の審議に十分御精勵
くださいますようお願いいたしますから、そ
れを申し上げておきます。
○加藤(清)委員 本日、ここへ御出席の委員の皆
さんは、たいへん出席がよろしいから、この人た
ちが悪いと申し上げているのにはございませぬ。
出席なさる人はいいが、出席なさらぬ人が大ぜい
いらつしやるから問題が起るわけです。
私は、本日御出席の委員の皆さんの御協力を得
まして、簡潔に質問を行ないたいと存じます。五

分でもつてつこうです。それは、わが党におきま
しても、繊維産業の重大性にかんがみまして、過去
十有五年の間、繊維産業特別委員会なるものをつ
くつておりました。すでに今日あるを想定いたし
まして、いろいろこれについて検討を加えまし
た。その結果、去年こういう冊子をものにいたし
ました。この冊子の中に、われわれの言わんと欲
するところ、今日の繊維産業を一そう興隆させる
にはいかなる方法、手段に出るべきや等々が要約
してございます。したがって、これは読んでいた
だいて、これを実行に移していただいたらつこう
でございます。

次に、私はこの法案が、この時期に提案される
ことを予想いたしました。それをパンフレットから
要約をいたしました。これを大臣、御記憶でござ
いませぬ。そのことを新聞がこのように大きく
あなたの写真入りで、こうとつておられます。ごら
んになりませぬ。構造改善のひずみを是正する
繊維政策全般で社会党が提案をいたしました。事
務局長の武藤さんとともにあなたの部屋で提案を
したところ、あなたもこのように快く努力する、
こうおつしやつた。これを努力していただいた
ら、もう何もきよう質問する必要はございませ
ぬ。努力をされた結果どのような前進がございま
したか、それを……

○高橋(淑)政府委員 加藤先生並びに武藤先生か
ら、大臣御就任直後に、繊維産業の構造改善に
関する基本的な考え、またいわば提言と申しま
す。それをちようだいたいたしました。そして特
に、その構造改善のいはゆる方というものをよく取り
入れて、新たに着手すべき染色、メリヤスにつ
いてそれを生かすようということが根本の御趣旨
であつたかと思つた。

それで、具体的な施策といたしましては、過去
のそういう経験を生かし、また反省すべき点は反
省して、染色、メリヤスの構造改善についてでき
るだけ実のあるものにしていきたい、このように
考へて、いませつかく努力中でございます。

○高橋(淑)政府委員 加藤先生並びに武藤先生か
ら、大臣御就任直後に、繊維産業の構造改善に
関する基本的な考え、またいわば提言と申しま
す。それをちようだいたいたしました。そして特
に、その構造改善のいはゆる方というものをよく取り
入れて、新たに着手すべき染色、メリヤスにつ
いてそれを生かすようということが根本の御趣旨
であつたかと思つた。

それで、具体的な施策といたしましては、過去
のそういう経験を生かし、また反省すべき点は反
省して、染色、メリヤスの構造改善についてでき
るだけ実のあるものにしていきたい、このように
考へて、いませつかく努力中でございます。

○加藤清委員 時間の制約がございますので、御答弁のほうもひとつ簡潔に要点だけをお述べたいとお願ひいたします。

わが党は平和産業をこよなく愛します。特に繊維産業については歴史的に努力を続けてまいりました。その結果は、わが党の政調会の部屋に参りますと、その資料だけでもって私の肩の高さまでの二倍以上ございます。同時に、私の部屋にもまたそれ以上の資料がございます。それを抽出して質問を申し上げますが、問題は、どんなに構造改善が行なわれましても、需給のバランスがくずれますると、この構造は決して完全とは言えない状況に置かれる、すなわち非常に構造は流動性を持つていくということでございます。その流動性の第一の原因が輸出にございます。また輸出の第一がアメリカの態度でございます。今日アメリカは日本の産品に対してどのような態度をとっているか。ことに自主規制と称して規制をされている品目は何品目あるか、また将来制限をされるであろうと予想されるもの、特に議員立法が用意されているもの何々があるか、まずそこからお尋ねいたします。

○鶴見政府委員 お答え申し上げます。現在、日本が対米輸出規制をいたしておりますものは、とり方によつていろいろ違いますが、LTAに基づきます綿製品を全部そのままとりまします、たしか三十六になつたかと思ひます。それから鉄鋼につきましてそれ全部とりますと、約三十数品目になります。それ以外に個々の品目につきまして、たとえば壁タイルとかあるいは野球のグローブ、ミットというようなものがございますが、そういうものがたしか十八だつたかと思ひますが、これはいろいろの見方がございますので、ただ数字として申し上げておきます。

それから現在議会上程されておるといわれております輸入制限の法案の数は、これまたいろいろダブつて数えられておりますが、重複も含めると、全部で九十数件あるようにございます。主として鉄鋼、繊維それから電子機器、若干の肉類

等々があるように私も承知いたしました。

○加藤清委員 いまお聞き及びのとおりでございます。これを銘柄別、品目別にするとたいへんな数になります。銘柄別にして五十八品目あることは事実でございます。いま五十八品目のうちの一品目、繊維をとりますと、繊維だけで内訳が六十四品目に相なるはでございます。一体これに対して日本政府はどのような態度をとられるか。

もう一つ、私の質問に対する答弁が抜けておる。今日議員立法その他で制限されようとする用意されているもの何々があるかということが抜けておる。あわせてお答え願ひたい。

○鶴見政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、議員立法でもって輸入制限をしようとしているものが若干ダブつております。下院に出ておりましたり、上院に出ておりましたりするものがダブつておりますが、九十数件でございます。先ほど申しましたように、主たる品目といたしましては繊維、鉄鋼、電子機器、それから肉類等でございます。

○加藤清委員 すでに鉄鋼については自主規制を強制されている。九十何品目とおっしゃいます。わが党の調査によれば百品目をこす数量になつておる。その数の相違を論争しようとは思つておりません。いずれにしてもかくのごとくたくさん品物がすでに過去において規制をされておる。自主規制と称する強制的な規制によつて、また今度の新しい大統領選挙以後、百数品目になんなんとするところの制限が準備されている。はたしてこれでも一体自由貿易主義を唱へていしようか。ケネディは自由貿易主義を唱へて、世界全域にわたつて関稅定率を下げる努力をした。にもかかわりませず、なぜそのように日本向けの品目だけは制限を受けなければならぬのか、これは業界のひとしく疑問とするところである。憤激するところである。ある人は悲しみのきわみだと称しているところがございます。これに対する大臣の態度を承りたい。

○大平国務大臣 日本もアメリカも御案内のように自由企業中心の経済体制を持つておるわけでございます。したがつて、貿易も仰せのように自由貿易が原則であるべきであると思ひます。ただ、現実の問題といたしまして、この原則からはずれました若干の制限が不幸にしてありますけれども、こういういまの状態にさらしに規制を加えるというようなことにつきましては、私も、世界貿易の拡大のためにも、わが国の貿易の拡大のためにも好ましいことではございませんで、極力その防止に努力を惜しまないつもりでございます。

○加藤清委員 防止に努力を惜しまない態度をとる、こういうことですか。日本品制限、それは好ましくないことであるから、それを防止することに努力を惜しまない、こういうことですか。それでは外務省の態度、これはほんとうは、外務大臣はすでに態度表明もしておられるはずでございます。いずれこの国会が終わる前後には外務大臣がアメリカに行かれると聞いております。いかなる態度でございますか。

○鶴見政府委員 ただいまの大平大臣の御答弁にありましたように、あらゆる輸入制限的な法案に対しては反対ということでございます。昨年そのためにもずっといろいろな努力を続けてまいりました。ただいまの御質問が、繊維の自主規制の問題、最近伝えられておりますことでございます。これは、これにつきまして外務大臣が本国会におきまして述べておりますように、外務省といたしましては、これには応じないという態度でございます。

○加藤清委員 向こうの強制には応じないという態度——表現は違ひますけれども、通産省も外務省も態度の基本は一致していると受け取つてよろしいですね。

それでは承ります。法制局、来ておられますか。——法制局第四部長ですか。お尋ねいたします。アメリカが日本の輸出品についてすでに規制を行なつております。特に繊維のアメリカ輸出は、これは制限の歴史であり、これを打開するの歴史でございます。シルクに始まり、コットンに至り、ウール、いまや合織、このことは、いかに本委員会において繊維構造改善法を通過させたとしても、なお大きな風穴があく、画竜点睛を欠くということなんです。にもかかわりませず、まだ百品目にわたつての制限立法がアメリカにおいて用意されているのです。そこで法制局にお尋ねする。アメリカはいかなる法的根拠に基づいてこれをなすや。

○角田政府委員 お答えいたします。直接、国際法上そういう問題を禁止するとかいうような意味の国際法がないというところは、結句、特別の協定その他によつて処理するとか、あるいは一つの国の他の国との関係における貿易関係を処理する権限に基づいてそういうものを処理しているというふうに考えられます。

○加藤清委員 お尋ねいたします。法律はな、権限によつてこれが行なわれるというふうな法律を超越するところの権限とは何ぞや。

○角田政府委員 国際法上それを直接に禁止する、そういう意味の国際法がない、したがつて、自国のそういう権限によつて処理している、こういう意味でございます。法律を超越するという意味でございます。

○加藤清委員 答弁に氣をつけてください。しからばお尋ねする。国際法と国内法が競合した場合に、いずれを優先するか。

○角田政府委員 国際法と国内法との関係につきましては、どちらが優先するかという問題、いろいろな考え方があると思ひます。(加藤清)委員「日本政府の態度でよろしい、考え方ではなくて」と呼ぶ。一般的には国際法が優先するといふふうに考えていいと思ひます。

○加藤清委員 いまここに中川元条約局長はいらつしやらないから残念でございます。ノ連の大使でございます。今日の条約局長に同じことをお尋ねする。

○佐藤(正三)政府委員 国際法と国内法との関係は非常にむずかしい問題でございます。国際法

の中にもいろいろございまして、一般国際法もございまして、それから条約というより特別国際法もございまして、主として問題になりましますのは、おそらく条約のような特別国際法だろろうと思ひます。この場合には、一般的に申しますれば、条約というものは当然国会の御承認を受けましますのでございまして、それに違反するような形のでございまして、もしそういうふうな条約がございまして、それが一種の何と申しますか国内法的に導入されていく、条約そのものが国内法になつていくというふうな条約も一部あるわけございまして、そういうふうなときには、やはり憲法の考へ方から申しまして、法制局からお答えになつたように、国際法のほうが優先すると申しますか、そのとき出ました、あります法律と条約が国内法的に導入されてきたときの状態を考へますれば、その導入された条約のほうが優先すると考へるべきじやないかと私私考へておられます。

○加藤(清)委員 これが予算委員会ではなくてよかつたんです。予算委員会だつたらここでストップです。なぜかならば、外務省、法制局ともに過去のこの件に関する法解釈は、国際法が国内法に優先すると明言してきておるのでございまして。まあ憲法の解釈も時の権力の御都合よろしきようにお答えあそばされる政府でございまして、御都合主義でお答えになることは、これはやむを得ぬとして、しかしその法律解釈によつて被害を受け、損害を受けるところの日本の業者にとつては、これははなはだ迷惑千萬な話である。それではもう一つ承ります。過去において日本の繊維製品、特にコットン、ウールがアメリカで制限を再三受けております。そのおり、ステテオフェイス、マイク正岡事務所、ヘーターフェイス等の結論的な報告によれば、日米友好通商航海条約には最惠国待遇、内国人と同等の待遇とうたわれているけれども、州法が否定をするんだと、こういうお話でございまして。そのゆゑに制限を受けてきたのでございまして。そのゆゑに自主規制をしろ

と言われてきたんでございまして、自主規制をしなければ強制すると。するかしなないか、しなければもつと強いやつでおつかふせるぞよという、こういう態度のゆゑに、ついつい負けてきたのでございまして。もしそれ国内法が国際法に優先する、こういう解釈が通用しているんだ、過去において、するとするならば、日本はこれをどのように解釈して受けて立つたか、この点について承ります。

○佐藤(正二)政府委員 先ほど私お答えいたしたことをもう一度申し上げますが、国際法のほうを優先すると私申し上げたつもりでございましてが、その条約がございまして、それで州法がございしたときに、少なくとも国際法において、バインディングフォースと申しますか拘束力はあるわけございまして、アメリカとして日本に対しての義務は負つておるわけございまして。したがつて、アメリカは国内法をそれによつて変えていくという義務はあるわけございまして。そういう御趣旨の御質問だと思ひますが……

法律をつくりまして、それで規制をするというよりな形になりますれば、アメリカの国として日本に対する条約上の義務違反が起りますから、当然日本としてはそれに対して文句が言えるわけございまして。したがつて、その州法がアメリカの国内法的にどういふ形になつておられますか、州法のほうが優先するといふ解釈をとりましても、アメリカの日本に対する国際法上の責任というものは当然そこそこ起つてくるというふうな解されると思ひます。

○加藤(清)委員 いいとこまでまいりました。いまの条約局長の答弁、そのとおりでございまして。それでついでに、わが国としてはそのような態度でついでに、相手は州法のほうに優先するといふ態度をとつた場合に、州法によつて制限を受ける結果になる。それで受けては日本が不利になるから、そこで日本はこれに対してクレームをつけ、抗議を申し入れることおつしやつたのですね。当然です。そうあつてしかるべきだと思ひます。法制局の態度いかに。

は繊維をとりますれば、日本にだけ制限をやるというところはこれで禁止されておるわけございまして。○加藤(清)委員 わかつた。私の言つておることは十四条一項、二項の問題を言つておる。あなた答弁は三項のaとbの答弁なんです。だから、十四条の一項と二項はどうかと聞いておるのです。一項と二項はどうかと言つたら、あなたは三項と四項を答えておる。

○佐藤(正二)政府委員 おことばを返すようでございまして、私の申しましたのは二項の問題でございまして。二項についてのお答えをいたしたつもりでございまして。○加藤(清)委員 二項は輸出及び輸入に対して制限をしてはならないとおごそかに規定されておる。読んでごらん下さい。○佐藤(正二)政府委員 それでは読みます。「いづれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入又は他方の締約国の領域への産品の輸出について制限又は禁止をしてはならない。但し、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国へ同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止される場合は、この限りでない。」ということになつておりますから、最惠国待遇と思ひます。○加藤(清)委員 ここをよく気をつけてくださいよ。いいですか。同様であれば次にまた条件が發生してくる。どのような条件か。それは三項aにおいて特定の期間産品の総数量、総価額及びその変更について事前に公表しなければならぬとある。同時にまた三項のbにおいては、第三国に割り当てを行なう場合、これがいまのあなたの話に該当してくるわけなんだ。これは「他方の締約国が以前の代表的な期間中に供給し、又は供給された産品の総数量又は総価額に比例する割当を当該他方の締約国に与えなければならない。」、こうなつておる。これは守られておるから、○佐藤(正二)政府委員 その守られておるかおらないかという問題は、繊維の問題は御案内のと

り自主規制なものでございますから、何とも申し上げようがないわけでございますけれども……。
○加藤(清)委員 すりかえてはいかぬね。私は守られているかいないかと聞いておる。すりかえはあとでやりますから……。

○佐藤(正二)政府委員 いわゆる輸入制限と申しますか、その形をやりましたときには、当然この三項に書いてございましてこの手続を行なわなければ条約の違反になる、こういうことになると思ひます。

○加藤(清)委員 大臣、よく聞いてください。過去において日本の織維製品がアメリカの制限を受けた場合に、この手続をほとんどとらずに、自主規制自主規制ということでやられている。だからこそ裁判問題にまでなつた。その具体的事例は十四日の質問に延ばします。きょうは総括的な問題で序の口で片づけてくださいという委員長、理事さんのお話でございますから、本日は私本件に關する限りこの程度にして、これは本でいけばほんの目次程度、精論程度で、これから深く掘り下げて、日本の政府がこの法律に忠実であつたかにかつたかというのを歴史的具体的事実で徴して一々調べてみたい、そうしてあなたの答弁を伺ひたい、こう思ひわけでございます。本日はやめておきます。

そこで最後に、二十四条を実行に移されたことがあるかないか。外務省、通産省、いずれでもいいます。

○鶴見政府委員 ただいま先生法律というふうにお話されたかと存じますが、日米通商航海条約のお話でございますと、二十四条は紛争の解決の問題でございますまして、特に二項のほうは、紛争がある場合国際司法裁判所に付託するということになつておりますが、私の知る限りにおきましては、この項を採用したことはないままでのところはなかと考へております。

○加藤(清)委員 二十四条は、この条約の実施に關して不履行の場合、紛争の場合、他方の締約國は相手方にこの履行を申し入れることができること

とになつておる。申し入れたら好意的な考慮を払わなければならぬ事項になつておる。その上おそれでもその申し入れが聞かれなかつた場合あるいは紛争が解決しなかつた場合には、国際司法裁判所に提訴することができるようになつておる。これは安条約でいへば、事前行協議が当然行なわれるようになっておりながらそれをやらなかつたと同様な問題だ。紛争はしよつちゆう起きておる。日本の織維製品のアメリカ輸出は、先ほど言いましたように制限の歴史なんです。それを業界が独自の力をもつて解決に当たって、弁護士事務所、ロビースト等に依頼をして、どうやらこうやら命をつないできたというのとなんです。すでに外務省も本件に關して御存じでございますし、先ほど条約局長が言われたように、關係諸外國に同じようにやるならば問題はないとおっしゃつたけれども、かつこうは同じようでも具体的事実は違ふのです。どう違ふか、たとえばコットンの輸出については、日本だけは六十四品目に制限しなす。季節に四つに割られておる。スイッチはきかない。だから私は、本委員会に關してかつて、これはまるきりインソップ物語である。キツネにござらざるにあらはつてさうで食えと言ひ、これならばけつこうだ。しかしツルにえさを与えるにあつてさうで食え、キツネにござらざるにあつてさうで食え、キツネに食えと言ひ、食えつこないじゃないか。食えないようにしておいて、スイッチもきかないようにしておいて、食わないから来年はまた削るぞということなんです。こんな過酷なことをだれがやられたか、世界じゆうどがやられたか、その結果はどうなつたか。高橋先生の努力によるところの輸出振興、社会党の相呼応、これによつて日本のコットンのアメリカ輸出の占拠率は二四%に伸びた。しかしこれをやられて以後どうなつたか。半分の一%に減り、いまは一%を割つておるではないか。やらねばならぬ。しかるにその間、大義名分はレーバードンピングであり、チーブレーバーであると言われながら、日本よりもな

おレーバードンピングでありチーブレーバーであるところの香港ものやポルトガルものがふえておるじやないか。香港ものシエアは一〇%から二〇%にふえておるじやないか。これでも外務省、平等か。

○鶴見政府委員 ただいま加藤先生御指摘の問題は、綿製品の長期取りきめに基づきますアメリカとのいろいろな關係の問題かと存じます。確かにシエアが減つてまいつておるという点は御指摘のとおりだと存じます。ただ、この長期の綿製品取りきめに基づきますアメリカとの協定におきましては、先生すでに十分御案内のとおり、その運営の改善ということにつきまして、ケネディラウンド交渉の際にも交渉したしてございまして、逐次続けてきております。そういう意味におきまして、私どももいたしまして、通産当局とも十分御連絡をとりながら、そういう面での改善というものを引き続きやつておるという状況でございます。

○加藤(清)委員 大臣よく聞いてもらいたい。ウールまたしかりです。ラッシュもしないのにラッシュしたと言ひ、柄ものがどうしてラッシュします。それを日本の政府は額面どおり受け取るのです。柄もののラッシュしようがないじやないか、注文生産だから。もしそれで数量がラッシュしたとすれば、それはアメリカの輸入業者が注文した証拠じやないか。注文せぬものがどうしてラッシュします。無地ものは別です。

今度は合成繊維がまたやられそうになつておる。これはたくさん資料を持ってきておられますけれども、時間がありませんから……。

〔加藤(清)委員 図表を示す〕
これをよく見てください。これはアメリカの繊維の利益率の推移なんです。これでおわかりでしょうが、非常に伸びておる。これによつてアメリカの繊維産業、特に合成繊維産業は好況をきわめておるということが言えるのです。十一日には数字をもつてくつとこまかく説明いたします。

これは売り上げの推移なんです、これも同じ

ことをなす。一九六八年においては史上最高の売り上げとなつておるのです。
次は生産指数、この指数も一九六八年十一月には非常な伸び方をしているということがこれでおわかりでございます。

次は労働雇用、これはこの時期において二百四十二万人、これも史上最高です。完全雇用が行なわれて、同時に史上最高となつておる。にもかかわりませず、日本の合成繊維を制限すると言ひんだ。大臣、よく見てください。制限される側の日本の合成繊維は一体どれだけあるかというんだ。米国内の総消費量、それから輸入量、これも伸びておるが、米国内の総消費量に対する輸入の比率はわずか八・五%なんです。この年にはわずか八・五%が輸入です。ところがその八・五%の中に占める日本の占拠率は一体どれだけかと調べてみると、何と驚くなれ三・二%、これは日にちにして十分分なんです。十分分に足りないのです。日本産品がラッシュするの、脅迫しているのといつても、鉄の場合は確かにアメリカの総使用量の一五%になんとなつた。しかし自動車にしても、繊維にしても、一〇%はおろか三・四%なんです。何がラッシュです。なぜ日本はこんなことを言われなければならぬのか。日米經濟會議において大臣たちはどういふ交渉をしておられますか。業界のひとしく遺憾とするところなんです。わが社会党もひとしく遺憾とするところなんです。わが社会党もひとしく遺憾とするところなんです。わが社会党もひとしく遺憾とするところなんです。

何がいけない。しからば逆に、日米友好通商航海条約を忠実に守つておるのは日本だけだ。チンコム、コムにおいてイギリスは承知してない。イギリスとアメリカとの協定は同じように結ばれているけれども、そんなことは承知してない。その結果どうなつておる。アメリカが日本へ輸入する品物については日本はどれだけ制限しておると思ひますか大臣、これを聞いてみよう。アメリカから日本へ輸入している品物を日本が制限しようとしたときにはどれだけのパーセンテージを許されるのですか。実績からいまして、私は委員長に協力し、理事に協力すると最初に申

上げました。これが予算委員会だったら、ここで半日か二日ストップです、答えがでないから。しかし、私はそれが目的ではないから、きょうはこの法律を通したい、通して早く完すべきものをつくりたいというところに念願があるので、先へ進みます。

たえば映画のクォータ制はどうなっている。日本のプロダクションは次々に不況で倒れて、永田ロッパがどれだけ吹いてみたって、だんだん不況なんです。倒産倒産が続いて、残ったのは四つ。にもかかわりませず、上映のクォータ制を四つといったらアメリカは何と要求したか。アメリカの日本輸出が日本の総生産の五〇%、したがって上映比率が五〇%、五〇%になったら制限しろ、それ以前は制限してはいけない、こういうことなんです。現に行なわれておる。だから新聞を見てごらん下さい。テレビやらラジオの映画のプログラム、あるいは上映館の映画を見てごらん下さい。五〇%までアメリカ映画がミリタリズムやアメリカの主義、主張の宣伝をやっている。相手国には五〇%も踏みつけられておるながら、なぜ日本は三%くらいの文句が言えないのですか、大臣。

○大平 國務大臣 加藤委員から通商航海条約との関連におきまして条約違反の事実関係の御指摘がございましたが、この点は事実問題でございますので、私も十分検討させていただきます。私どもも進んで検討しておかなくてはならぬ課題であると考えています。

それから第二の点は、それに関連いたしました自主規制という問題についても言及されておるようでございますが、この問題は直接条約と関連はないのではないかとお思います。(加藤委員)「あります、大いにあります」と呼ぶ。条約と関連があるというのでございますが、私どもは、自主規制の問題というものは政府対政府の問題ではない、しかし事実輸出貿易政策の重要な

課題でございますから、関心を持つばかりでなく、それに対する対応策もいろいろ考えなければならぬ立場にあることはよく承知いたしておるのでございます。いろいろ御啓蒙をいただきまして、この問題点を究明いたしまして、自主規制といえどもこれに對して十分な対応策を用意しなければならぬと考えています。

それから、アメリカの繊維産業がこぞずつと持続した繁栄を維持してある、雇用も出荷も利益率等も高水準を維持してあるという御指摘は、私どもも承知いたしておるのでございます。にもかかわりませず、その輸入は非常に低水準にあり、そのうちの日本の占めるシェアというものはきわめて乏しいものであるにかかわらず、アメリカが制限的な動きに出るということにはまことに理解したいという点につきましては、加藤さんと私も懸念を共通にするものでございます。この点は、対米PRにおきましても、外務省はじめ私どもも十分ブレイクアップしていかねばならぬ問題であるかと思っております。ただ、それにもかかわりませず、こういう問題が動き始めておることもまた好むと好まざるにかかわらず事実でございます。

この問題がどういう性格のものなのか、一つの政治勢力のキャンペーンとしてのものなのか、それともアメリカ全体の経済、貿易政策とからんだ問題性を十分持つておるのかどうか、そういう点は私どももいろいろ究明中でございます。いざこれにいたしても、御指摘の事実関係をよく念査して、粗漏のないようにいたさなければならぬと思っております。それと条約との関連につきましても、いま非常に啓蒙的なアドバイスがございまして、御指摘がございましたが、この上でも十分検討いたしまして、それは加藤さんおっしゃるよう厳正に対処しなければならぬ私どもの責任であると考えております。それから、いままた起こつておるなまの問題でございますから、これはあらゆる角度から、先ほど申しましたように、これを防止するということも方針のもとに、あらゆる手段を組織いたしまして対応してまいらなければ

ばならぬと考えております。

○加藤(清)委員 自主規制を五十八品目についてよく検討する、懸念を共通にする、私どもにも心配している、しかし日本品の規制は現実にアメリカで起つておる、これに對しては厳正に対処する、こう受け取つてよろしいですか。一番最初におっしゃられました自主規制五十八品目、これについて大臣は検討するとおっしゃられたが、いま現に向こうでまた追い打ちがかかつてきておりますね。したがって、この自主規制を検討することは、やがて今後の交渉を、日本の立場として日本の立場を有利にする原因になると思うのです。したがってこれは至急やつてもらいたい。いつから点検をやられますか。

○大平 國務大臣 私が申しましたのは、自主規制と条約との関連、私は自主規制というものは、自主規制がない問題の領域じゃないかという一見もあなたも関連ありとすれば、それは十分検討せねばならぬという意味のものでございます。

○加藤(清)委員 あなた関連をいとおっしゃったのですけれども、自主規制でなくして強制的にクォータをのませられた場合には、報復や補償の手段がとれるのです。それはちゃんと書いてあるのです。報復や補償の手段がとれる。ところが自主規制とうたった場合には、同じことをやっても報復も補償も要求することができないのです。つまり手足は縛られたけれども、文句が言えませんが、自主規制というのです。しかしこれを国語的に解釈すると、あなたもおのれみずからの意思で、おのれみずからの手足を縛つたように聞こえるだけの話なのです。はたして日本の輸出業界が、自分みずから好んで自分の手足を縛つた例がありますか。あつたら承りたいのです。

しやるならば、それは十分検討せねばならぬ課題であるということでございます。

○加藤(清)委員 私はありと反論をしたわけですが、どうあるか。自主規制でなく、強制クォータの割り当てであれば、当然日米友好通商航海条約に違反することになる。違反した場合には、報復手段と補償が要求できる。自主規制というかっこうで行なわれた場合には、その権利の主張ができないことになる。権利を喪失するのです。大いに関係がある。しかし時間がなんでございましてから、私は次のほうへ進みます。しかし委員長に申し上げておきますが、これは十一日にもつと克明に掘り下げることになつておりますので、そのおつもりで。あとはひとつ簡潔にいきます。

もう一つ、日本の繊維産業がどのように構造改善をし、どのように設備改善をいたしましたとしても、なお砂上の樓閣になるおそれがある。それは明らかに日本の産業のネックである。これは除去してかからなければならぬ。もしそれアメリカのような大國で繁栄している國が、消費量の二%や三%でも、なおアメリカよりも富の貧しい日本にそれを要求することができるとするならば、その外交信念、外交の哲理をわれわれも逆用せんければならぬところがたくさんある。たとえば有償、無償八億ドル、それに追加が二億ドル、それによつて得た設備は、繊維設備が非常に多い朝鮮です。それがいまや内地の需要を余り余して敵前上陸をしてきておる。これが日本物に化けて国内で売られておる。日本の消費者は、朝鮮物のイミテーションでありや、日本物の本物でありや、これがわからない。だからにせよを高く買わされておる。これは国民にとつてもたいへん迷惑千萬な話なのです。悪いものが安く入つて、物価が安くなればそれでけつこうだ。しかし、にせよものが本物の姿になつて、ショウウィンドーの中で高い値をつけたら本物だと思われて、それで売られておる。ひとつ実物を鑑定してもらいたい。ここから朝鮮製をより出してもらいたい。どなたでもけつこうです。

(加藤清)委員 大臣、政府委員に織維製品を
示す)

○高橋(清)政府委員 わかりません。

○加藤(清)委員 ちろんです。それはわかりませ
んと言った織維局長が正しいのです。正直でこ
なりつばな織維局長はない。それを知ったかぶり
をして、ごちよごちよ言う、またこつちが突つ
込まなければならぬ。無理なんです。これが朝鮮
物なんです。じつところや比べてみるとわか
る。品が違ふ。ところが、そんなことは一般の人
にわからぬ。大臣、これが日本物です、こちら
が朝鮮物です。見てください。——くくりが違ふ
ということ、ホケが違ふということ、一番わかり
やすいところはたけが短過ぎるのです。裏返して
みるとわかる。この長さが違ふ。見返しが短か
い。たけまで短くしてある。くくりもごまか
してある。

そこで、アメリカの哲理を韓国に應用して、こ
れを徹底的に制限する勇氣ありやいなや。急ぎま
すから簡潔に申し上げておきますが、その数量は
三%や四%ではございません。アメリカが制限す
るところのパーセンテージの十倍にもなんんと
してある。それはちよどノリも同じことなんで
す。朝鮮ノリを食べた人は一人もいない。にもか
かわらず、表五、六億から裏五、六億、十億の余
入つてある。十億とは国民一人当たり十枚の余な
んです。だが一人も食べた人がいない。なぜない
か。全部日本物に化けるから。値段も日本物に化
ける。だから上から読んでも山本山、下から読ん
でも山本山で、どつちから読んでも日本物、とん
でもない話なんだ。おかげで日本の消費者はにせ
ものを本物と間違えさせられて高く食わされてい
る。なおかつだ、そのみならびにいけれども、
にせものを買つて使用した人が、この物の悪さを
知つて本物までたいへん悪いではないかというこ
とになり、日本の品位を傷つける結果になつてき
てある。大臣、これをどうします。

○大平国務大臣 織維産業の整備育成の道標とし
て私どもが考えておりますのは、いま仰せのよう

な国際環境のもとでございまして、できるだ
け早く日本の織維産業を近代的なものにし、高度
なものにしてまいりまして、追いつけの中、近隣の
チープレーターの困々との間に格差をだんだんと
つけていくような高度化の方向に指導せねばなら
ぬと考えておるのでございまして。したがいまし
て、非常に労働集約的なものにつきまして、ある
いは御指摘のようなものがあるかもしれませぬけ
れども、そういう平面における競争を日本産業が
やつておつたのではないので、日本の織維産
業といつたしましては、みずから脱皮させて、高
度化の方向にだんだん持つていかなければならぬ
というのが基本の方針でなければならぬと思つた
のでございまして。したがいまして、そういう事実を
御指摘いたされればいたくほど織維産業の近代
化というのは非常に焦眉の急務であるというよう
に私は考えます。

○加藤(清)委員 日本がすべてのものを自由化せ
んければならぬと要請されている原因は、十四条
国から八条国に移行した、国内の生産が伸びて二
等国になつた、いろいろ原因はあります。これはよ
平均の話であつて、外国に後進国があると同じよ
うに国内に後進性の産業がある。また、この法律
を適用して、そして近代化をはかるうとして、も
近代化のはかれない業態がある。これを十は一か
らげにしようとする。これを今度メリヤスと染
色整理が入るといふけれども、その染色整理の中
にこのしぼりも、板染め、サメ小紋も入つていな
い。注染——これは私がつくつたゆかた、これも
入つていない。平和ゆかたと称してつくつた。私
の書いた字をこつちやうつて染めることができる。盆
踊り、ホテル、旅館の寝巻きはほとんどこれなん
です。これが東京染めと称する同じ注染なんです
。これは本法に入つていない型染やら捺染ではな
い。これはみんな手先仕事なんです。しかもしぼ
りのごときは正倉院の御物の中に類染めとして
入つてある。からくれないに水くぐるとは、百人
一首の歌であるけれども、このことなんです。し

ぼりのことなんです。京都ででき、鳴海、有松で
できることは広重の絵で明らかどころなん
です。東条内閣はなやかなりどころ、すべてのもの
を制限、統制したけれども、なおこのものだけは
マル芸品として残された芸術作品なんです。だか
らこの本家は、つくる方々の最優秀者は無形文化
財となる。現に無形文化財となつてある。こうい
うものをイミテーションで持つてこられてはた
まつたものではない。どんなに構造改善が行なわ
れたつて、これの構造改善はできないのです。芸
術作品だから。しかるがゆえに、一枚五十万から
百万、高いのは二百五十万もする。これをにせも
のでやられた日にはたまつたものではないとい
うのが、これをつくつて加工している人たちの言
分なんです。ここらをよく御検討願いたいので
す。今度の構造改善をよりつぱりに完成させよう
というのがわが党の願ひなんです。貿易上の二つ
の外敵を申し上げました。

内輪の外敵を二つだけ簡単に言つて終わりに
いたします。第一、どんなに法律がうまくなつたつ
て、この法律の基本、構造改善は設備の近代化で
ございまして、それは機械にたよるといふこと
でしよう。いま申しましたように、手先にたよる
といふことでは近代化はできないのです。絵かき
を近代化できないのと同じだ、書道家を近代化で
きないのと一緒だ、生産の面においては、機械で
すが、その機械がはたしてこの法律と並行してあ
るかどうかが、重工業局長に聞こう。

○吉光政府委員 残念ながら、織維工業の構造改
善事業と、それからそれに対応いたします機械の
開発成果があがつてまいりませぬ時期といふもの
は必ずしも一致いたしておりませぬ、機械のほう
がいささかあとを追つておるといふのが現状
でございまして。

○加藤(清)委員 空気精紡機はいつできますか。
さつさと答えてください。余分なことは要らぬか
ら。

○吉光政府委員 すでにできております。

○加藤(清)委員 あなただね、いかげんなことを

言つたらあきません。ほんとですか。工業化し
ておりますか。実行に移されておりますか。じよ
うだん言つちやいかぬよ。知らぬと思つて答弁し
ちやいかぬ。知つて聞いておるんだから。

○吉光政府委員 あまり専門的な知識がないわけ
でございまして、すでにできてまして、大和紡のほ
うに納入いたしておるといふことではございませ
ぬ。

○加藤(清)委員 こういうあほなことを言つてお
る。あなたがそり言うならますます突つ込んでみ
よう。おかしいですよ。大和紡に何納めたので
す。

○吉光政府委員 私、ただいま準備いたしてあり
ませぬので、調べてお答えさせていただきます。

○加藤(清)委員 構造改善のスクラップダウンは
三百万錠と実質の予定は規定されておるのだ。そ
れが一体どれだけでできておるのです。六十万錠も
できないじゃないか。なぜできない。その原因は
機械がないからだ。空気精紡機がすね、すでに
実行に移されるようになっておるといふのは、そ
れは外国の話だ。チニコカスイスの話で、日本に
おいてはまだこれは試験試作の段階なんです。い
まあなたのおつちやつたところのものでも、パテ
ントは輸入したけれども、二十七カ所も修正を加
えなければならぬのです。いかげんなことを
言つちやいかぬよ。これが実行に移されるのはい
つであるか。

○高橋(清)政府委員 私もしろうとでございませ
んが、確かに空気精紡機はまだ一万六千錠程度試作
的に設置されております段階からいへば、試作設
置の段階だと思ひます。

○加藤(清)委員 織機はどうなつて、杆の要
らない織機はどうなつておるか。

○高橋(清)政府委員 絹・人絹向けの織機につ
いては一部新鋭のができておりますが、特に綿・ス
フのような大量生産に向く織機については、現在
試作して、これから生産に入らなければならぬと
いう状況と承知いたしております。

○加藤(清)委員 重工業局長に承る。織維局長の
答弁は正しいか間違ひか。

○吉光政府委員 お答え申し上げます。現在でできておりますレビアルムあるいはウォータージェットルーム等があるようにございます。ただ、さらに開発をいたさなければならぬ開発中のもの、コップレス、バーンレス等があるわけでございませけれども、全体の状況から見ますと、間に合っておりという状況ではなく、むしろ現在開発が進められ、あるいはまた主たるものにつきましては開発それ自身を現在進めておるといふ状況でございませ。

○加藤(清)委員 急ぎます。ですから答弁も氣をつけてお答え願いたい。

大臣、お聞き及びのとおりなんです。法律の構造改善は進んでいくのだ、法律だけは。その大黒柱であるところの機械設備の新鋭機が、日本の場合は遺憾ながらこの際おくれをとったのだ。十年前に高崎先生がなくなれば、こういうことにならなかつた。同時に、十年前、小室案が出されたときに社会党の提言していたことが行なわれていたら、こういうことはなかつた。通商局長、繊維機械の輸入数量はどれだけか。

○吉光政府委員 四十一年に二十八台でございませが、最近だんだんふえておりました。四十二年に百八十六台、四十三年には五百十四台、相当の急増ぶりでございます。

○加藤(清)委員 大臣、お聞き及びのとおりなんです。自由化に一番強いのが繊維機械といわれておつた。ところが、繊維機械はどうして育つたかといえ、紡績と共同し、紡績と親戚づき合ひのゆえに育つてきた。いままでに補助金、研究費等等をいただいたことはなかつたのだ。そうして豊田織機は世界を席巻したのだ。豊和の紡績も世界二十七カ国のパテントをとつた。いつとき席巻していた。しかし小室案が行なわれませや、繊維産業の機械設備は一べんに注文がとれた。そのときの経企庁長官高崎さんは、これはたいへんなことになる、だから首切りがあつてはいかぬからというので、重工業局長、時の次長は佐橋君、これに命じていろいろ転業を命ぜられた。同時に、生

き残つて天然繊維その他のみならず、合成繊維の機械を開発しなければならぬという先見の明があつて、これに研究費、補助金を与えられた。そのゆえにその直後の機械が開発された。しかし売れ行きが悪い。なぜ、設備を制限せい、制限せいというのだから売れない。売れないものを研究するばかりだから売れない。その間十数年の間に、ソ連圏も、アメリカ圏も、イギリス圏からイタリアのEBC諸国に至るまでがこの機械の開発に鋭意努力した。その結果、イギリスの繊維産業も、アメリカの繊維産業も、先ほど言つたとおりのんをきわめてきた。なぜ、機械の設備更新をやつたからだ。日本はそのままストップだつた。いま法律によつて繊維産業を立て直そうというやさきに、日本は機械を全部外国に求めなければならぬ。こんな悲しい現状がありますか。その機械が、機械に至つては最低。——私がしゃべつちやいませ。三年もたたないと工業化しないのだ。だからこそ、去年行なわれませた構造改善の事業の実績はどうなんです。振興事業団、あなたのところの金は全部使われておりましたか。使われていないでしやう。余つておるでしやう。

○福井参考人 御返事をいたしませ。振興事業団の四十二年、四十三年のビルド計画の進捗ぶりでございますが、四十二年度は全体計画に対して八%の進捗ぶり、四十三年度は全体計画に対して一三%、また予算に対して四十二年度は九五%程度、四十三年度は八〇%弱という織布業のビルド事業の進捗状況でございます。おくれおるでしやう。

○加藤(清)委員 あと何年ありますか。やれませか。やれないから、今度はあなた古果の大蔵省のほうでは、やめといたらいいじやないか、予算を削つたらいいじやないか、予算折衝のときにそういうことを言う。いま杆のない織機ではこの程度のものでしかできない。(布を示す)この程度のもので工業化することができる。しかしこれは野菜ものの袋にしかならない。米穀の袋程度にしかならない。いま行なわれておるところの、先ほど

重工業局長が言ひましたけれども、空気精紡機では、せつかく糸はでき、糸の生産の能率はあがつたけれども、これを加工して織ろるとすると糸切れがでて、そのものでは織物にならない。ベケ品になつてしまふ。今度は織機のほうはまた、この程度しかまだできていない。これ、どうしたからほうつておけばよろしい、こういう觀念が、通産省の中にも、大蔵省の中にも、歴代連綿と受け継がれてきておる。ここにあやまちがある。すでに十年前に高崎さんはこれを喝破したのだ。私もこの席でそれを指摘したのだ。それが行なわれていない。もつて大臣、いかんとせん。

○大平国務大臣 英国を押えて世界の王座を占めたといふのは、われわれの学生時代の話でございませ。日本の繊維といふのは強い競争力を持つた産業であるといふので、政府側がそういう熱意を欠いたといふことは、御指摘のとおりだと思ひませ。私も着任してきて、いろいろお話を承つて、諸外国、とりわけ先進国といふいろいろ比較をいたしませ。非常な格差ができておることに実は驚いておるのでございませ。その中で、いま御指摘の中にもありましたように、機械の開発、更新がおくれおるといふことが一番中核的な事実であると思ひませ。そういう方面の施策が十分周到に行なわれていなければならぬといふことは、重々私も感じておる次第でございます。

○加藤(清)委員 完全に意見だけは一致するわけです。しからば、先輩の大臣が勇をふるつて行なわれませたように、勇断をもつて、この際、機械が早期に開発されるように——特にパテントを輸入してみたいと思ひませ。諸外国のスケールと日本のスケールは違ふのです。従業員からだかえなければならぬ。あるいはあまたの設備があれませから、それに合わせなければならぬ。せめてそのくらいの手助けは当然してしかるべきだと思ひませ。なぜならば、日本の経済に貢献した貢献度からいへば、繊維は最高である。さればこ

そ、通産省においても、一銘柄において局ができておるのは繊維と石炭だけなんです。当然援助あつてしかるべきだ。そのことがやがて紡績、機屋の興隆を来たすものになるわけです。次にもう一点、中小企業庁長官に承る。中小企業がほとんど大半を占める繊維産業において、これが自由化になつた場合、外国との競争、それでおろちかたななければならぬ。ここに今度の目標があるわけなんです。うちかつにはグループ化、協業化、こういうことが通産省のテーゼになつていと思ひませ、間違ひですか。

○乙竹政府委員 お答えいたしませ。中小企業の国際競争力をつけませためには、設備の近代化が必要であり、経営の近代化が必要であり、さらにまた経営力をつけるということが必要でありませ。したがひませ、中小企業者が個々独力で近代化ができるものは個々独力で近代化をさせるべきであると思ひませ。設備において、また経営において、ないしはマーケティング、技術開発力におきませして規模利益を追求しなければならぬ場合、単独でできない場合には協業化、共同化でやらせるべきであるといふことでございませ。協業化、共同化は中小企業の国際競争力をつけませるために重要な手段であるといふふうに考へておるでしやう。

○加藤(清)委員 もう急ぎますから、質問でなくして、私のほうから全部申し上げませ。ところで、この協業化、共同化といふのは、これは共同にしなければならぬわけですね。特に繊維産業は、地場産業が多い地域に全国どこにもこの機屋というものがあつたわけなんです。それがほんとうの共同をすることが最もふさわしいことだとだれしも意見は一致してゐるわけなんです。ところで、過去の共同化、過去の系列化はそれほどん系列でございませ。そろばん系列になりませると、これは資本系列でございませから、銀行、紡績、商社に生き血を吸われてしまふ。全部下請に転落して工賃かせぎである。それはいけないことである。だから協業化、共同化の今後の系

○加藤(清)委員 お答えいたしませ。中小企業の国際競争力をつけませるためには、設備の近代化が必要であり、経営の近代化が必要であり、さらにまた経営力をつけるということが必要でありませ。したがひませ、中小企業者が個々独力で近代化ができるものは個々独力で近代化をさせるべきであると思ひませ。設備において、また経営において、ないしはマーケティング、技術開発力におきませして規模利益を追求しなければならぬ場合、単独でできない場合には協業化、共同化でやらせるべきであるといふことでございませ。協業化、共同化は中小企業の国際競争力をつけませるために重要な手段であるといふふうに考へておるでしやう。

○加藤(清)委員 もう急ぎますから、質問でなくして、私のほうから全部申し上げませ。ところで、この協業化、共同化といふのは、これは共同にしなければならぬわけですね。特に繊維産業は、地場産業が多い地域に全国どこにもこの機屋というものがあつたわけなんです。それがほんとうの共同をすることが最もふさわしいことだとだれしも意見は一致してゐるわけなんです。ところで、過去の共同化、過去の系列化はそれほどん系列でございませ。そろばん系列になりませると、これは資本系列でございませから、銀行、紡績、商社に生き血を吸われてしまふ。全部下請に転落して工賃かせぎである。それはいけないことである。だから協業化、共同化の今後の系

列化はそろばんではない地域共同である。これが業界の切なる願ひであり、繊維産業をこよなく愛する者の親心である。

ところで振興事業団に承る。あなたのごころが金を貸し出される場合に、聞くところによると、親の裏判をとってこい、親の事業保証をとってこいとの御指導のようでございます。これはいかかでございますか。

○福井参考人 この企業の構造改善事業計画に對しまして、事業団の融資、それにつきましては、その対象となつた設備の担保と、そうして産地組合の役員連帯保証をとっております。それ以外に人的あるいは物的の担保の要求は私どもはいたしておりません。

しかし、先生の御質問に私はかつて一応調査をいたしました。が、事業団と直接関係はございませんが、こういうケースがございます。それは、産地組合におきまして、その組合員に對しまして、その産地組合が関係のある、つまり原糸産元あるいはまた関係のある商社に裏保証を要求してあるという事は、私も調べた結果聞いたことがございます。これは産地組合におきまして自主的にそういうことを運営のためにきめておるのでございまして、事業団としてはこれに直接関知するものではない、こう思っております。

○加藤清委員 大臣、よく聞いてください。これは肝心な大事なところで、ここで関西行きの切符を買つか東北行きの切符を買つかで分かれるのですから、大事なところですよ。

ただいま政府が六割、県が一割、自己負担が三割、その結果、機屋に對する融資は二分何分と歴史始まって以来安い金利の融資が与えられることになった。これに對して紡績側は開銀ベースであるから何とかしてくれとかいろいろありました。で、これはあなたのはりの繊維対策特別委員会、社会党の繊維対策特別委員会がこもも立って大蔵省とも接衝した結果、やや金利が下がりました。しかし問題は、その資金の配付は振興事業団を通じて行なわれております。その際に親の裏

判、親の事業保証をとれとの指導は関知しないといま言われた。しかし事実行なわれていることは認めるとおっしゃった。同時に、先般ここでメリヤス、染色整理の参考陳述が行なわれました。そのときに参考人から、こもも立って、そのような裏判をとられることは一大事である、そのことなきようにしていただきたいとの陳情、陳述が行なわれた。私どもはそのことのあることを知っているから、あなたと懇談したときのあれにちゃんと書いてある。指導育成強化の最高責任者はその事実が行なわれていることは知っているけれども、関知しないとおっしゃった。どこがやっていますか。

○乙竹政府委員 事業団の監督責任者は私でございますので、私から私の知っている事実を御説明いたします。

構造改善事業は、先生御指摘のように七割が政府及び地方団体から、三割を資金で負担してあります。調べましたところによりますと、この三割の資金を産地組合がいかにつくるかということでございますが、主としていいますか商工中金が相当多額、約半分のものを負担いたしております。商工中金が産地組合に貸し付けます場合に、繊維工業構造改善事業協会の保証を大部分とっておりますけれども、その場合ではなくして、組合員から産地組合に金を供出させておられる場合がございます。この場合には商工中金が組合員に融資をし、融資を受けた組合員が産地組合に三割分の一を出しているわけであり、商工中金が組合員に貸し付けます場合に、組合員に適當な担保がない場合に、先生御指摘のような原糸メーカーか商社の裏判をとって貸してある、こういう事実があります。したがって、構造改善の金を借ります場合に原糸メーカーないし商社の裏判が要る、こういう例があるということはおわれたい。調査でわかっております。

○加藤清委員 大臣、中小企業庁長官もその事実のあることを認めているじゃありませんか。私がかこであなたによく御理解をいただいて対処していただきたいゆえんを申し上げます。もう許された時間があと五分しかありませんから、簡潔に申し上げます。

協業化は縦の系列でいって、これは工賃かせぎに転落するんです。ところが、裏判を押す親は縦の系列なんです。したがって、どういふ結果が生じてくるか。裏判を押して、第一番に手数料を取る。親の心子知らずとはこのことである。何のために国会で皆さんが難儀をして二分何分という低金利の金を貸したのか。裏判を押して四分も三分も取っておる会社がある。それはそれでも納得できるとして、銀行系列であつたらどうなる。糸が自由選抜買ひができませんか。紡績に判を押してもらつて保証人になつてもらつた場合、たとえは私が、きょうはあなたのごころの紡績の糸は三品市場で高いので、こつちの安いのが買いたいと思つても、親が許しませんか。ひもつきになつちやうでしよう。商社に裏判を押してもらつたものもさかり。おれの関係の紡績の糸を買えということではないか。三品市場の存立の必要理由はつなきの場を提供するということなんだ。こつたなきの場の提供が、選抜買ひができなければ、もはや必要がないということになる。政府は二律背反、相矛盾した政策を行なっているという結果になつた。と同時に、もう一つの問題は、下請の機屋さんたちが、構造改善によつて利益を得る一つのポイントが失われるではないか。地域が共同して、たとえはあなたの郷里でもそうだ。四国には伊予がすがりがある、タオルがある。このタオルの業界が結束すれば、原料買ひの製品売りができるわけなんです。そのうまみが、親の系列に入ることになる。縦割りにされてしまつて、何にもなくなるといふか。どうやって近代化ができますか。どうやって協業化ができますか。地場産業をどうやって育てるのですか。通産省、あなたのごころの基本的な指導理念と全く矛盾する結果がいま発生しつつある。ここにもはや近代化なんてい

や、安い金を借りても、そんなものに縛られてやるのはいやや、やりやうないということ、予定の計画よりはるかにダウンした実行しかできないでしょう。もつていかんとす。

○乙竹政府委員 中小企業者が親系列に入ること強制されますと、これは真の中小企業者の独立にだんだん遠くなる、御指摘のとおりであります。したがって、私たち中小企業政策——この繊維の政策もそうでございますが、この金を主として政府が見るということで、振興事業団が七割の金を、全然ひもがつかずに、非常に安い金利でお役立てしておるわけでございます。問題は残りの三割の資金の分でございます。その資金の三割分は、自己資金を要求する。これは一般の金融ベースからいって、決して過酷なものではないと思つてございませうけれども、この三割の資金の中で、自分が担保として適當な担保がないという場合に、例外的に、どうもわれわれの調べたところによりますと、原糸メーカーなりないし製品の売り先商社なりの裏判を求めます。これはしかし一面では、その繊維業の安定操業ということを確保できるメリットがある反面、先生御指摘のような系列化を強制されるという面があるわけでございます。ですので、われわれ中小企業行政に携わる者としましては、この両面の、長は伸ばしますが、短は刈り取り、そういうことにならないよう努力をするというところで事業団の運営をはかつてまいらねばならぬというふうに思っております。

○加藤清委員 長時間にわたりました失礼をいたしました。しかし、まだ認識不十分というような点があるようでございます。たとえは、いまの融資の問題でも、自己資金の問題は当然です。しかしこれは振興事業団から流れる金、すなわち政府資金のことを私は申し上げた。まあこれ以上やりますには時間がたつてから、残余の質問は十一日に譲ることになりました。本日はこの程度で終わります。

どうも皆さん、御協力をありがとうございました。

○大久保委員長 これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大久保委員長 これより討論に入るものであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○大久保委員長 次に、ただいま可決いたしました本法法律案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、趣旨の説明を求めます。武藤山治君。

○武藤(山)委員 ただいま議決されました特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を御読誦いたします。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行にあたり、わが国経済に占める繊維産業の重要性にかんがみ、構造改善五

一、染色業及びメリヤス製造業の構造改善を円滑ならしめるため、組織化の推進を図るとともに、中小企業振興事業団並びに政府系三金融機関の資金量の増大、信用補充等金融の充実に努め、また、税制上、大企業との差別や格差をなくするよう配慮すること。
二、小規模企業者が積極的に構造改善を進め

るよう、国民金融公庫の活用を図るとともに、中小企業金融公庫についても個人企業が充分利用できるように配慮すること。
三、繊維製品の輸出振興を図るため、技術の開発、製品の高級化等を積極的に推進するとともに、特恵関税および付加価値関税の適用にあたっては、構造改善業種が適用除外となるよう努めること。

四、繊維工業の設備近代化を円滑ならしめるため、繊維関係新鋭機械・装置の研究・生産体制について、格別の措置を講じ、構造改善の実施にあたっては、従業員充足、労働条件等について特段の配慮を講ずること。

以上であります。

以下簡単に補足説明をいたします。

わが国繊維産業は、年間十七億ドルの輸出、六十億ドルのほる国内自給部門の生産をしており、国際収支貢献産業として、また国民衣料産業として重要な地位を占めているのであって、今後ともこれを維持発展させることは、国民経済の要請であります。しかし、繊維産業は立ちおくれつつあり、先進国の進歩、発展途上国の追撃という先後両面からの脅威にさらされているのであります。特に染色、メリヤス両業種は企業が過小過多であり、生産設備、取引体制の近代化が欠けており、加えて若年労働力の不足という事態に直面しているのであります。いまこそ資本装備の高度化で生産性を高め、グローバルでデザイン製品の高級化や取引条件の近代化などを促進しなければなりません。

そのための構造改善事業は、業界がその総意に基づいて自主的に構造改善計画を作成して実施することとなっております。したがって、業界の組織化がうまく推進されなければその成果を期待することができないことはいまさら申し上げるまでもございません。

うとしておりますが、これら新鋭設備の価格は非常に高額であり、設備ビルドに巨額の資金が必要であります。したがって、構造改善事業を円滑に推進するために、中小企業振興事業団並びに政府系三金融機関の資金量の増大と金利の引き下げをはかるとともに、設備ビルドの自己調達分三〇%については、繊維業に対する構造改善事業協会の債務保証と同様の措置を講ずる必要があります。

また、メリヤス製造業及び特定染色業の基金への出捐金を税制上損金算入とするより、特段の措置を講ずる必要があります。また、資本を充実するため、税制上償却制度、留保金課税等についても再検討を行ない、実情に即した措置をとるよう期待するものであります。

第二に、メリヤス製造業は、従業員二十九人以下の企業が九一・七%を占め、また、染色業は、従業員百人以下の企業が七一・六%を占めるといったごとく、その大部分が小規模企業であります。

繊維工業の構造改善を円滑に推進するためには、これら小規模企業がみずから積極的に参加できるようにすることが望ましく、このため、国民金融公庫の活用をはかるとともに、中小企業金融公庫についても、個人企業が十分利用できるよう配慮することが必要であります。

第三に、わが国の輸出産業として重要な役割りを果たしてきた繊維工業は、最近発展途上国の追い上げを受けており、将来特恵関税の供与が実施されると、その影響は多大であると予想されます。このような状況に対処して、今後、より一層の輸出振興をはかるには、技術開発、製品の高級化、デザイン開発等を積極的に推進することが重要であります。同時に、特恵関税及び付加価値関税の適用にあたっては、構造改善業種が適用除外となるようつとめることが必要であります。

したがって、新鋭機械、装置の研究、生産体制について格段の助成措置を講ずることが緊要であります。また、構造改善の実施にあたっては、労働力需給の現状にかんがみ、従業員の充足、労働条件等について特段の配慮を講ずる必要があります。

以上が附帯決議案の趣旨でございます。委員各位の御賛同をお願いいたします。説明を終わります。

(拍手)

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議について通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。大平通商産業大臣。

○大平国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議の趣旨を十分尊重いたしました。鋭意善処いたします。

○大久保委員長 おはかりをいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○大久保委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

昭和四十四年四月十二日印刷

昭和四十四年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局